

福岡県公報

令和元年8月2日
第 26 号

目次

告 示 (第183号 - 第194号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) ……………	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○土地改良区が定める管理規程の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	5

○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課) ……………	8
○意見募集の結果の公示	(人権・同和对策局調整課) ……………	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9

告 示

福岡県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1391号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
萩原(a)-2	筑紫野市大字萩原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1392号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
萩原(a)-2	筑紫野市大字萩原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
萩原(a)-2	筑紫野市大字萩原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
萩原(a)-2	筑紫野市大字萩原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	口ノ原川島線	前	飯塚市川島457番3先から 飯塚市川島900番先まで	14.0 ～ 44.0	210.0
			後	飯塚市川島455番1先から 飯塚市川島900番先まで	8.3 ～ 18.0	220.0

福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	ロノ原 川島線	飯塚市川島457番3先から 飯塚市川島900番先まで

福岡県告示第189号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
遠賀郡芦屋町大字芦屋字芦屋浜1455の175（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第190号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する区域

行橋市大字下崎字コビタイ172番1、174番及び175番、字穴水192番並びに字中尾193番、194番、195番、198番及び199番

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第191号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市星野村字西山9415の1、9416、9423、9433の5、9434の8
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山9415の1・9416・9423・9433の5・9434の8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第192号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字ウツキ8240の1（次の図に示す部分に限る。）、8244の1、8244の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ウツキ8240の1・8244の1・8244の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第193号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市立花町上辺春字高倉7441（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高倉7441（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第194号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字浦ノ迫4966の3、字詰ノ迫5039

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦ノ迫4966の3（次の図に示す部分に限る。）、字詰ノ迫5039

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市綱分字関ノ山475番1、475番4から475番20まで、477番1、477番3、3138番2及び3138番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市仁保232番地7

高栄土地開発株式会社

代表取締役 縄手 清春

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、大石堰土地改良区から認可申請のあった大石堰頭首工管理規程の変更を令和元年7月19日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。

なお、変更後の当該管理規程の概要は次のとおりである。

令和元年8月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 施設の名称 大石堰頭首工

2 計画取水量

6月14日から10月10日まで 最大16立方メートル/秒

10月11日から翌年の6月13日まで 最大6.665立方メートル/秒

3 その他の主な記載事項

(1) 取水、放流及びゲート操作に関する事項

(2) 点検及び整備に関する事項

(3) 緊急事態における措置に関する事項

公告

三漕南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
佐野 孝良	大川市大字一木1260番地1

公告

椎田小川池土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
塩田 昌生	築上郡築上町大字宇留津273番地1

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
下水道事業による数値地形図作成
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀町大字上別府他 地内	平成31年4月26日から 令和元年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	令和元年6月20日から 令和元年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡東区前田一丁目 ほか	令和元年6月11日から 令和元年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	令和元年6月18日から 令和元年8月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量

修正数値図化 レベル1000・レベル2500

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宮若市全域	令和元年5月22日から 令和2年3月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇美町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宇美町	令和元年9月1日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町北部	令和元年6月24日から 令和元年9月25日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年7月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイソー飯塚秋松店

(2) 所在地 飯塚市秋松773番地1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
--------	----

エーブック株式会社	代表取締役 安部 幸剛	飯塚市秋松 773 番地 1
-----------	-------------	----------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
エーブック株式会社	代表取締役 安部 幸剛	飯塚市秋松 773 番地 1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年3月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,854平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
A棟北側	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
A棟東側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟西側	31.5
B棟南側	31.5
合計	63.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

荷さばき施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内西側	5.84
A棟西側	0.45
B棟内南側	3.37
合計	9.66

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	店舗敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 不利益処分根拠となる法令の条項

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第68条第2項及び第4項

2 聴聞の期日

(1) 令和元年8月20日午前10時

(2) 令和元年8月20日午前10時15分

3 聴聞の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階建築都市部入札室

4 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

5 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成31年3月27日から平成31年4月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和元年7月26日に公布しました。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

福祉労働部人権・同和対策局調整課調整係

電話：092-643-3325

メールアドレス：chosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市中土地改良区	令和元年7月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字感田1870番21から1870番25まで、1871番31から1871番34まで及び1872番1から1872番10まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市門司区稲積二丁目11番17号
有限会社エスアイ
代表取締役 伊藤 晋一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市上西郷字ヲハヤシ913番16
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市田熊二丁目4番16-103号
木村 大介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原駅南二丁目715番1、715番9、715番10及び715番19から715番25まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区白金一丁目6番29号

株式会社OKAMURA
代表取締役 岡村 恭資